

～ 柔道整復師等の施術をうけられる方へ ～

最近、柔道整復師(整骨院・接骨院)・鍼灸師をご利用になる方に、国民健康保険適用範囲の思い違いなどことから誤った受診が生じています。

柔道整復師(整骨院・接骨院)鍼灸師は、『医師』ではないため、施術行為の範囲が限定されています。

柔道整復師(整骨院・接骨院)鍼灸師の診療には、保険証が【使える場合】と【使えない場合】がありますので、受診の際には注意しましょう。

1. 柔道整復師(整骨院・接骨院)の正しいかかり方

柔道整復師とは、骨折、脱臼、ねんざ、打撲や肉離れなどの痛みに対して、施術を行う専門家です。したがって、手術や薬の処方、レントゲン検査などは行えません。

柔道整復師による施術は、国民健康保険の使用に制限があります。施術を受ける前に、きちんと確認してください。

○ 保険証が使える場合

- ・外傷性のねんざ・打撲(スポーツでのねんざ等)
- ・医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術
- ・応急処置で行う骨折・脱臼の施術(応急手当後の施術には医師の同意が必要)

× 保険証が使えない場合(全額自己負担となります)

- ・日常生活における単純な疲労や肩こり、腰痛、体調不良等
- ・病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等)による凝りや痛み
- ・脳疾患による後遺症等の慢性病
- ・症状の改善が見られない長期の施術(応急処置を除く)
- ・スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術
- ・仕事や通勤途中に起きた負傷(労災保険からの給付になります)

★ 施術を受けるときの注意事項

1. 負傷原因を正確に伝えてください。
いつ・どこで・何をして・どんな症状であるのか
2. 病院での治療を重複はできません。
同一の負傷について、同時期に整形外科の治療と柔道整復師の施術を重複して受けた場合は、原則として柔道整復師の施術料は全額自己負担となります。
ただし、次の場合は認められます。
【1】同一月に医師から骨折の治療後、施術を依頼される場合
【2】医師が柔道整復師に骨折等の施術を同意する際、経過観察または一定期間後に再検査の指示を行う場合
3. 施術が長期になる場合は、医師の診断を受けてください。
内科的要因も考えられるため
4. 療養費支給申請書は、内容をよく確認してからご自分で署名(サイン)をしてください。
負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認して、必ず自分で署名(サイン)してください。
5. 領収書は、必ずもらいましょう。
金額等の確認や医療費控除を受ける際にも必要になります。大切に保管してください。

2. 鍼灸師の正しいかかり方

はり・きゅう・マッサージ等の施術を国民健康保険で受ける場合は、医師の同意書(国民健康保険に対応している鍼灸院にあります)または、診断書を提出する必要があります。

◆ はり・きゅうの場合

・リウマチ・腰痛症・神経痛・五十肩・頸腕症候群・頸椎面座後遺症

◆ マッサージの場合

・関節拘縮・筋麻痺

※マッサージは原則として病名ではなく、症状に対する施術となります。
関節が自由に動かなかつたり、筋肉が麻痺しているなどの症状があり、治療上マッサージが必要と医師が認めた場合に保険対象として利用できます。

3. 治療内容についてお尋ねすることがあります。

厚生労働省の通達では、『保険者等は療養費の支給を決定する際は、適宜、患者等に施術の内容、および回数等を照会して、施術の事実確認に努めること』とされており、当国保組合から施術日や施術内容等について照会させていただく場合があります。

柔道整復師等にかかった時には、負傷部位、施術内容、施術年月日の記録、領収書等を大切に保管し、照会がありましたらご自身で回答できるようにご協力をお願いいたします。

Check!

治療と施術

病院等の保険医療機関における《治療》と区別するために、柔道整復師(整骨院・接骨院)では、《施術》という表現が用いられています。

Check!

**領収書を
窓口で確認**

領収書は、原則無料で発行することが義務づけられています。また、施術内容等が記載された明細書は、患者が希望すれば発行してもらえます(実費の場合もあります)。